

第4章 国際事務局に対する主な手続

※以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、特許庁に対して手続を行うことはできません。

※各手続書類の作成にあたっては、第2章「国際出願の手続」を参照し、これに準じてください。また、各手続の手数料額については第5章「国際事務局へ納付する手数料」及び【参考資料】を参照してください。

第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の所有権の全部又は一部について変更があった場合には、公式様式【DM/2】により、国際事務局へ届け出なければなりません。 [規則21(1)(a)(i)]

新名義人の要件は、ジュネーブ改正協定第3条に規定された国際出願をする資格を有する(締約国の国民又は締約国内に住所・常居所・営業所を有する)こととされています。

国際登録の一部の指定締約国のみ又は一部の意匠のみについて所有権の変更を請求した場合には、その内容は当該国際登録番号の下では取り消され、別個の国際登録として記録されます。当該別個の国際登録の番号は、元の国際登録の番号の末尾に1文字の大文字が付されたもの(例:DM/012345A)となります。

請求は、原則として国際登録の名義人(譲渡人)が行います。新権利者(譲受人)が請求を行う場合には、名義人(譲渡人)の署名又は新権利者(譲受人)であることの証明書の提出が必要です。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、新たな名義人及び前の名義人の双方に通知します。

一部の国では、所有権の一部の変更の記録が認められない場合があります(例:一組の意匠が一意匠を構成すると判断される場合、「類似意匠」又は「関連意匠」制度が法律で規定されている場合、そのような特定条件下で登録された意匠は、同時に譲渡することしかできない)。従って、所有権の変更が国内/域内の法律の要件を満たしていない場合、共通規則第21規則の2(1)に基づき、指定締約国によって所有権の変更の記録の効果が拒絶されることがあります。

アフリカ知的所有権機関(OAPI)、ブラジル、中国、デンマーク、ジャマイカ、メキシコ、韓国、ロシア及び米国は、国際登録簿への所有権の変更の記録は、各官庁が特定の声明又は書類を受理するまでその締約国においては効果を認めないものとする、ジュネーブ改正協定第16条(2)の宣言をしています。これらの国/機関へは、必要書類を準備し、直接各官庁に提出しなければなりません。

2. 【DM/2】の記載要領

公式様式【DM/2】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP」

(1) 「For use by the holder/new owner : 名義人/新権利者用」

「Reference: 整理番号」には、名義人/新権利者又は代理人が設定した整理番号を記載することができます。また、続葉(Continuation Sheet)を使用した場合は、その枚数を「Number of continuation sheets: 続葉の枚数」に記載します。

(2) 「For use by WIPO : WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3) 「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

所有権の変更の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、各国際登録の**名義人及び住所が同一**であり、かつ国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠に関する所有権の変更である場合(第6欄で「Total change」を選択した場合)には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続することができます。

(4) 「2. Current Holder(s) : 現権利者(譲渡人)」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5) 「3. New Owner (s): 新権利者(譲受人)」

新権利者(譲受人)について情報を記載してください(記載要領については、第2章「第2節 4. 願書【DM/1】の各欄の記載要領」(3)「1. Applicant : 出願人」を参照)。特に電子メールアドレスについては、2021年2月1日以降は必須事項となりましたので、必ず記載してください。

なお、新権利者(譲受人)が2名以上いる場合は、第3欄に1名を記載し、その他の譲受人については、譲受人ごとに情報を「Continuation Sheet (続葉)」に記載、最下部の□内にチェックを入れてください。

(6)「**4. Email Address for Correspondence for Multiple New Owners (if applicable)** : 複数の新権利者の通信のための電子メールアドレス(該当する場合)」

代理人が選任されておらず、複数の新権利者(譲受人)がいる場合は、国際事務局からの通知を受け取る電子メールアドレスを指定してください。

なお、代理人が選任されている場合には、国際事務局から名義人への全ての通知は代理人に対して送付されます。

(7)「**5. Entitlement of the New Owner(s)** : 新権利者の資格」

新権利者(譲受人)について、Nationality(国籍)、Domicile(住所)、Real and effective industrial or commercial establishment(工業上又は商業上の営業所)又は、Habitual residence(常居所)のそれぞれについて、あてはまる締約国の正式名称を記載してください。政府間機関の構成国である締約国の名称を記載する場合は、政府間機関の名称もあわせて記載してください。

(8)「**6. Scope of the Change in Ownership** : 所有権の変更の範囲」

● 「Total change : 全ての所有権の変更」

第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠について請求するときは、○内にチェックを入れてください。

● 「Partial change: 所有権の一部の変更」

第1欄に記載した国際登録に含まれる一部の指定締約国又は一部の意匠について請求するときは○内にチェックを入れるとともに、

(a)に所有権の変更を請求する意匠の意匠番号を記載してください。

(b)に所有権の変更を請求する指定締約国名を記載してください。

なお、(a)に意匠番号の記載がない場合には全ての意匠に関して、(b)に指定締約国の記載がない場合には全ての指定締約国に関して、所有権の変更の請求が行われたものと解されます。

(9)「**7. Preferred Language for Correspondence of the New Owner (optional) :**
新権利者の通信のための言語の選択(任意)」

新権利者(譲受人)が国際事務局との通信言語として希望する言語を英語・フランス語・スペイン語の中からひとつ選択し、該当の○にチェックを入れてください。

(10)「**8. Signature : 署名**」

「The signatory is the: 署名者」の欄で「Holder: 譲渡人」「Representative of the holder: 譲渡人代理人」「New Owner: 譲受人」「Representative of the new owner: 譲受人代理人」いずれかの署名者の立場にチェックを入れた上で、氏名、署名日、署名欄にそれぞれ記入してください。

なお、新権利者(譲受人)による署名の場合には、当該新権利者が名義人(譲渡人)の承継人である証明書を添付する必要があります。

(11)「**9. Appointment of a Representative of the New Owner (optional) :**
新権利者の代理人の選任(任意)」

新権利者(譲受人)は所有権の変更の記録のための請求と同時に、任意で代理人を選任することができます。下記の手続方法のうち、該当する○内にチェックを入れてください。

- ・ 本請求書(【DM/2】)に様式【DM/7】を添付する
- ・ 本請求書(【DM/2】)に委任状を添付する

(12)「**PAYMENT OF FEES : 手数料の支払**」

所有権の変更の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第2節 限定の記録の請求【DM/3】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の対象を一部の意匠に限定する場合には、公式様式【DM/3】により、国際事務局へ届け出ます。

限定の請求は必ず、国際登録に含まれる一部又は全ての指定締約国に関して、一部の意匠のみに関するものに限られます。全ての意匠に関する請求は、放棄の記録の請求(公式様式【DM/5】)により届け出る必要があります。

< 請求対象と請求方法 >

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

限定の請求が適法になされた場合、国際事務局は国際登録簿に請求のなされた日付で限定を記録し、名義人に通知します。

限定の記録の請求は、1国際登録ごとに行います。

2. 【DM/3】の記載要領

公式様式【DM/3】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION」

(1) 「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、必要に応じてContinuation Sheet (続葉) の枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2) 「For use by WIPO :WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3) 「1. International Registration Number : 国際登録番号」

限定の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください(複数の国際登録番号を記載することはできません。)

(4) 「2. Name of the Holder : 名義人の氏名又は名称」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5) 「3. Designs : 意匠」

今後保護を求めない意匠の番号を記載してください。

(6)「4. Contracting Parties : 締約国」

第3欄で記載した意匠に関する限定の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は上段の、一部の指定締約国のみに係るものである場合には下段の○内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

(7)「5. Signature : 署名」

署名者が名義人の場合は「Holder」に、代理人の場合は「Representative of the holder」の○にチェックの上、氏名、署名日、署名欄の各項目を埋めてください。

(8)「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

限定の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第3節 国際登録の更新【DM/4】

1. 手続の概要

[協定17条、規則23～25]

1999年ジュネーブ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数料を支払うことにより5年ごとの更新を2回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して15年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間を最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

1960年ハーグ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数料を支払うことにより5年の更新を1回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して10年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間までを最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

更新は、一つの国際登録の番号で国際登録された一部の指定締約国のみ又は一部の意匠のみに関して請求することも可能です。

更新の請求は、国際事務局に届け出ます。請求に際しては以下の事項を記載すれば足りませんが、必要事項が記載された非公式様式【DM/4】を使用することもできます。

なお、一通の非公式様式【DM/4】に、複数の国際登録の番号を記載することはできません。

- ・国際登録の番号
- ・名義人の氏名(名称)及び住所(居所)
- ・全ての意匠及び全ての指定締約国に関して国際登録を更新するか、若しくは国際登録を更新しない指定締約国及び／又は意匠について
- ・名義人又はその代理人の署名
- ・支払う手数料額及び支払方法、又は国際事務局に開設された予納口座から必要な手数料を引き落とすための表示

更新の手数料は、遅くとも国際登録の存続期間の満了日までに支払わなければなりません。

存続期間の満了日の3か月以上前に手数料が支払われた場合には、当該手数料は存続期間の満了日の3か月前に支払われたとみなされます。例えば、手数料を存続期間の満了日の6か月前に支払い、その後手数料の改定により存続期間満了日の3か月前の時点で手数料不足が発生したときは、手数料の追納を求められます。

また、存続期間の満了日の経過後6か月以内においては、割増手数料(更新基本手数料の50%)を支払うことを条件に、更新の手数料を支払うことができます。

更新の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に更新を記録し、名義人に証明書を送付します。

更新の手続がなされない場合(更新手数料が不足している場合を含む)には、国際登録の効果はその保護期間の満了の日にさかのぼって消滅します。

なお、存続期間の満了の6か月前に、国際事務局から国際登録の名義人及び代理人(選任した場合)に送付される非公式の通知により、正確な満了日について注意喚起がなされますが、この非公式の通知書が名義人(又は代理人)の手に渡らなかったために期日までに手数料を支払うことができなかったという理由は一切認められません。

なお、更新の手続は、国際事務局が提供するオンラインツールである、eHague (https://webaccess.wipo.int/erenewal_dm/IndexController?lang=EN) を用いて行うこともできます(推奨)。指定締約国ごとに更新の請求をする意匠が異なる場合には、【DM/4】等の書面で行う手続に比べ、より簡易に更新の手続を行うことができます。また、eHagueでは、入力した情報に基づき更新にかかる手数料が自動的に計算されます。手数料の納付方法については、WIPOに開設している口座からの引き落とし、銀行振込、クレジットカード又はPayPal等により納付することが可能です。

2. 【DM/4】の記載要領

非公式の様式【DM/4】

「RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」

(1)「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、必要に応じてContinuation Sheet (続葉) の枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2)「For use by WIPO :WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3)「1. International Registration Number : 国際登録番号」

更新の請求に係る国際登録番号を記載してください(複数国際登録番号の記載不可)。

(4)「2. Name of the Holder : 名義人の氏名又は名称」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5)「3. Email Address of the Holder: 名義人の電子メールアドレス」

国際事務局との通信のための電子メールアドレスを記載してください。

(6)「4. Scope of the Renewal : 更新の範囲」

● 「Total renewal : 全ての更新」

国際登録に含まれている全ての意匠及び全ての指定締約国に関して更新を請求する場合、○内にチェックを入れてください。

● 「Partial renewal : 一部の更新」

国際登録に含まれている意匠又は指定締約国の一部に関して更新を請求する場合、○内にチェックを入れた上で、(a)又は(b)欄に必要な情報を記載します。

(a)「for the following designs : 意匠番号」

更新を請求する意匠の番号を記載してください。□にチェックした場合、第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての意匠番号が更新対象となります。

「and for the following designated Contracting Parties : 指定締約国」

更新を請求する指定締約国を選択してください。冒頭の□にチェックを入れた場合、第1欄に記載した国際登録で指定した全ての指定締約国が更新対象となります。

(b)「for certain designs in certain designated Contracting Parties as follows:

特定の指定締約国における特定の意匠番号」

指定締約国ごとに更新の対象とする意匠が異なる場合は、本欄を用いて、更新対象の意匠番号と指定締約国を記載します。

(7)「5. Signature : 署名」

署名者が名義人の場合は「Holder」に、代理人の場合は「Representative of the holder」の○にチェックの上、氏名、署名日、署名欄の各項目を埋めてください。

(8)「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

更新の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第4節 放棄の記録の請求【DM/5】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録に含まれる一部又は全ての指定締約国に関して、**全ての意匠を放棄する**場合には、公式様式【DM/5】により、国際事務局へ届け出ます。

放棄の請求は必ず、全ての意匠に関するものに限られます。一部の意匠に関する請求は、限定の記録の請求(公式様式【DM/3】)により届け出る必要があります。

< 請求対象と請求方法 >

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

放棄の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に放棄を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一であって、国際登録の放棄を請求する指定締約国が同一の場合に限り、複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

2. 【DM/5】の記載要領

公式様式【DM/5】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A RENUNCIATION」

※基本的な記載要領は、限定の記録の請求の公式様式【DM/3】と同様です。記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1)「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

各国際登録の名義人が同一であり、かつ同じ指定締約国について放棄の記録の請求を行う場合には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続きすることができます。

(2)「3. Contracting Parties : 締約国」

放棄の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は、上段の○内にチェックを入れてください。一部の指定締約国のみに係るものである場合には、下段の○内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の記録の請求 【DM/6】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)に変更があった場合に請求します。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一である複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

※名義人の変更に起因する氏名(名称)の変更の請求は、本請求ではなく、所有権の変更の記録の請求(公式様式【DM/2】)により届け出る必要があります。

※メールアドレス及び/又は電話番号のみを変更した場合には、公式様式【DM/6】によらず、Contact Hagueで申請すれば十分であり、手数料もかかりません。

2. 【DM/6】の記載要領

公式様式【DM/6】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER」

※基本的な記載要領は、所有権の変更の記録の請求の公式様式【DM/2】と同様です。
記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1)「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

本欄に複数の国際登録番号を記載することにより、同一の名義人の複数の国際登録に関して、1つの請求書で手続きすることができます。

(2)「3. Change in Name and/or Address of the Holder : 名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更」

名義人について「Natural person: 自然人」又は「Legal entity: 法人」を選択した上で、変更があった情報のみを記載してください。

(3)「4. Email Address for Corresponding for Multiple Holders: 複数名義人の通信のための電子メールアドレス」

複数名義人で代理人がおらず、登録している通信のための電子メールアドレスを維持したい場合、変更したい場合又は新たに通信のための電子メールアドレスを設定したい場合は、本欄に記載する必要があります。ただし、代理人が任命されている場合は、代理人に対して全ての通知が送付されます。

第6節 代理人の選任 【DM/7】

[協定16条、規則3]

名義人が希望する場合には、国際事務局に対する代理人を随時選任することができます。

代理人として選任可能な者についての職業資格、国籍又は住所に関する要件は定められていませんが、1つの国際出願又は国際登録に関して選任できる代理人は1名のみです。

また、本手続において届け出ることができるのは国際事務局に対する代理人であり、各指定締約国において実体審査の結果拒絶理由が発見され、その国に不服を申し立てる等指定締約国に対して手続を行う際に在外者の直接手続が認められず、代理人の選

任が必要になる場合などには、別途各国における代理人選任手続が必要となります。

代理人を選任する際の公式様式はなく、以下の事項を記載した簡単な書簡を提出すれば選任手続をすることができますが、非公式様式【DM/7】を使用することも可能です。

(選任が有効になるためには、出願人が署名を行うか、委任状を添付する必要があります。)

なお、本手続に関する手数料は無料です。

代理人の選任が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に代理人の情報を記録し、出願人又は名義人及び選任された代理人の双方に通知します。

※変更の記録の請求(所有権の変更、限定、放棄、名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更)において新たな代理人が手続を行う場合、委任状若しくは非公式様式【DM/7】を添付する必要があります)。

第7節 代理人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更の記録の請求【DM/8】

[協定16条、規則3]

代理人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)に変更があった場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/8】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料は無料です。

※メールアドレスの変更のみの場合、本様式によらずContact Hagueで申請してください。

第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】

[協定16条、規則3]

代理人の選任の記録を取り消す場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/9】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料は無料です。

※代理人は1人しか記録されないため、新しい代理人が選任された場合は、国際事務局が職権により元の代理人の記録を取り消します。

※所有権の変更の請求において、新権利者(譲受人)が代理人を選任しなかった場合にも、国際事務局が職権により名義人(譲渡人)の代理人の記録を取り消します。

第9節 更正の請求

[規則22]

国際登録簿に記録された事項に誤記がある場合に請求します。

※国際事務局は、問い合わせフォーム「Contact Hague」での更正手続を強く推奨しています。

お問い合わせフォーム:Contact Hague
<https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

本手続に関する手数料は無料です。